

箱根町地域公共交通会議設置要綱

(趣旨)

第1条 箱根町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活等に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 箱根町（以下「町」という。）における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 交通事業者
 - (2) 交通事業者が組織する団体
 - (3) 町民の代表
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (5) 国の関係行政機関
 - (6) 神奈川県の関係行政機関
 - (7) 町長が指名する職員
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、この限りではない。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、説明及び意見を聞くことができる。

7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第6条 交通会議は、その協議事項について調査、検討するため分科会

を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の事務は、箱根町都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

2 交通会議の設立初年度の委員の選任について、その任期は第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。